

視力・視野程度別 福祉及び年金制度の利用について

◎この表は、各制度における視力・視野の基準です。

福祉制度については所得や家族の状況等、年金については保険料の納付要件や受診証明等によって、利用や受給の可否は左右されます。

2021.4現在

〔福祉制度〕

〔障害年金〕

身体障害者手帳	制度内容	補装具 給付	日常生活用具 給付	障害者医療	ガイドヘルパー (同行援護)	税控除	交通運賃等 割引	障害程度	厚生年金 (共済年金)	国民年金
<1級> *良い方の眼の視力が0.01以下		白杖	点字器 音声時計 音声体温計 音声体重計 拡大読書器 電磁調理器 ポータブル レコーダー 他	自己負担金 公費負担	外出時の 手引き (通院、買物、 散歩、余暇活動 等に利用可)	所得税 40万円 (同居特別 障害者 75万円) 住民税 30万円	1種障害 介護者とも 割引	・両眼の視力の和が 0.04以下	障害厚生年金 <1級> 月額 (目安) 約12万~18万 (障害基礎年金 含む)	障害基礎年金 <1級> 月額 81,343円
<2級> *良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下、又は良い方の 眼の視力が0.04かつ他眼の視力が手動弁以下 *周辺視野角度の総和が左右それぞれ80度以下かつ両眼 中心視野角度が28度以下、又は両眼開放視認点数が 70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下		眼鏡 ・矯正眼鏡 ・弱視眼鏡 掛け眼鏡 焦点調節 ・遮光眼鏡	点字器 拡大読書器 (支給対象の 等級は自治体 によって違い あり)			所得税 27万円 住民税 26万円		2種障害 障害者 本人のみ 割引	・両眼の視力の和が 0.05以上0.08以下 ・両眼の視野が(I/2) 5度以内 ・両眼の視野が(I/4) 10度以内かつ (I/2)10度以内の 8方向の角度の合計 が56度以内	障害厚生年金 <2級> 月額 (目安) 約10万~14万 (障害基礎年金 含む)
<3級> *良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下、又は良い方の 眼の視力が0.08かつ他眼の視力が手動弁以下 *周辺視野角度の総和が左右それぞれ80度以下かつ両眼 中心視野角度が56度以下、又は両眼開放視認点数が 70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下		義眼					・両眼の視力が それぞれ0.1以下に 減じたもの 【症状固定でない場合】 ・一眼の視力が0.1以下 に減じたもの ・両眼の視力が0.6以下 に減じたもの ・両眼による視野(I/4) が1/2以上欠損 ・両眼の視野(I/4)が 10度以内 ・両眼のまぶたに著しい 欠損 ・両眼の調整機能及び 輻輳機能に著しい障害		障害厚生年金 <3級> 月額 (目安) 約5万~6万	※障害年金は65歳 以降に発症もしくは 重度化した病気の場合、 対象とならない ことがあります ※障害程度は一例で す。詳しい障害程度 についてはお気軽に お尋ね下さい。
<4級> *良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下 *周辺視野角度の総和が左右それぞれ80度以下、 又は両眼開放視認点数が70点以下										
<5級> *良い方の眼の視力が0.2かつ他眼の視力が0.02以下 *両眼による視野の2分の1以上が欠けている、 又は両眼中心視野角度が56度以下 *両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下、 又は両眼中心視野視認点数が40点以下										
<6級> *良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他眼の視力が 0.02以下										

身体障害者手帳について

*印が複数ある2級~5級については、いずれか1つの項目に該当すればその等級となり、いずれの項目にも該当する場合は1つ上の等級となります。また、異なる等級において複数該当する場合は定められた方法により等級が決められます。

(注1) 視力障害で複数の等級に該当する場合は、上位の等級となります。

(注2) 周辺視野角度はI/4視標による、中心視野角度はI/2視標によります。

京都ロービジョンネットワーク

〔この資料に関するご相談〕 京都府視覚障害者協会 相談支援係

電話 075-463-8726

E-mail ksk-soudan@nifty.com

(京都市委託事業：京都市中途失明者生活指導員派遣事業)